倉敷市立水島小学校　令和５年度　いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・　いじめにつながる事象が，いじめアンケートなどにより確認されており，常日頃からいじめの芽を摘むための指導を行わなければならない。また，児童同士の名前の呼び方が乱れていたり，関わり方が適切でなかったりすることがある。インターネット等は，保護者の多くが利用しており，保護者も含めた指導と啓発を行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・　いじめの未然防止のために，児童会を中心に活動を進めると共に，誰もが活躍できる機会を設けることで，自己有用感や充実感を感じられるようにする。

・　いじめの早期発見のために，アンケートや教育相談などを実施し，得られた情報を教職員間で共有を図る。

〈重点となる取組〉

・　年２回の教育相談において，児童の悩みや思いについて細かく把握し，トラブルを生まない良好な人間関係をつくっていこうとする意識の高揚を図る。

・　インターネットの利用実態の確認，保護者への家庭教育の啓発と，情報モラルに関する授業を行う。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

・学校基本方針をPTA総会で説明し，学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに，PTA役員会や学級懇談会などを活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し，取組の改善に生かす。

・学校評議員の協力を得て，地域の方々との懇談の機会を設け，児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い，いじめの早期発見に努める。

・学校便りや学年便りに，いじめ問題などの各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し，活用を促す。

学　　校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

・いじめの解決のために，具体的方針を立て，実施し解決を確認する。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

・いじめ発生後早急に随時会議を開く。

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

・経過報告を職員会議などの公的な場で行う。問題には全教職員が一致して当事者と対応する。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

・校外:PTA会長，スクールカウンセラー

・校内:校長，教頭，教務，生徒指導，人権担当，養護教諭，関係職員

全　教　職　員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

・水島警察署

・学校警察連絡室

〈連携の内容〉

・定期的な情報提供，連絡会議の開催

・非行防止教育の実施

〈学校側の窓口〉

・教頭

〈連携機関名〉

・倉敷市青少年育成センター(水島地区)

〈連携の内容〉

・定期的な情報提供

・学区の見回り

〈学校側の窓口〉

・生徒指導主事

学校が実施する取組

①いじめの防止	（生徒指導全体会） ・　月１回，学級の様子や気になる児童について情報交換する。適宜，長欠児童，長欠予備群（年間１０日以上欠席）の児童の情報を共有する。また，ＰＢＩＳの取り組みについて計画を立てたり，振り返りや改善策を検討したりする。 （児童会） ・　人権を考える集会を年１回行う。 ・　各学年が，挨拶運動や校内の仕事を担当し，自己有用感や充実感を感じられるようにする。 （人権教育） ・　友達のよさを認め合う人権旬間で，人権意識を高めたり，人権について考えたりする授業を行う。 （情報モラル教育） ・　インターネット上のいじめを防止するために，情報モラルに関する授業を行う。
②早期発見	触診：「机を離す」「発表をひやかす」「仲間はずれにする」「侮辱した言い方で呼ぶ」などの言動を担任が日ごろから指導する。 問診：毎学期いじめアンケート 検査：人間関係調査，教育相談(年２回程度)，長期欠席報告(毎月)
③いじめへの対処	・　いじめ対策委員会では，具体的な方針をたてる。 ・　改善が見られない時は，再度会議を開き、別の方針を立てる。 ・　一刻，一瞬を大切にして，早期に対応するとともに，解決を確認するまで追求する。 ・　いじめが止んでいるかどうかは，いじめられた児童及びその保護者に対して，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認することを通して判断する。 ・　解決を確認してから少なくとも３か月を目安として継続観察する。解決の最終確認責任者には校長があたる。 ・　担任は，経過報告を職員会議などで行う。問題には全教職員が一致して当事者と対応する。

【様式２】

倉敷市立水島小学校　いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議，委員会　等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
４月	○職員会議 ・基本方針，指導計画の確認 ○生徒指導全体会 ・課題児童の情報共有 ○いじめ対策委員会	○あいさつ運動（年間） ○PBISの取り組み（年間）	○いじめアンケート(生徒指導部) 学期に1回実施 ○保護者面談	○発生事案への対処(年間) ○アンケート結果の検討（年間） ・必要に応じて対処（生徒指導部） ○対応手順の共通理解 （対策委員会）
５月	○生徒指導全体会 ○保護者講演会（PTA） ○いじめ対策委員会		○教育相談	
６月	○生徒指導全体会 ○学校評議員会 ・いじめ問題に関する意見交換 ○いじめ対策委員会	○人権週間(人権教育部)		
７月	○生徒指導全体会 ○いじめ対策委員会	○人権集会(児童会)	○保護者面談	
８月	○生徒指導全体会 ・職員研修を含む			
９月	○生徒指導全体会 ○いじめ対策委員会			
10 月	○生徒指導全体会 ○いじめ対策委員会		○教育相談	
11 月	○生徒指導全体会 ○学校評議委員会 ○いじめ対策委員会			
12 月	○生徒指導全体会 ○いじめ対策委員会	○人権週間(人権教育部)	○保護者面談	
１月	○生徒指導全体会 ○いじめ対策委員会			
２月	○生徒指導全体会 ○いじめ対策委員会			
３月	○生徒指導全体会 ・取組の検証，基本方針の修正 ○いじめ対策委員会 ○学校評議委員会 ・1年間の取組の反省			

年間を通して，行う取組

いじめ対策委員会（生徒指導委員会），挨拶運動，スクールカウンセラーによる相談，月毎のアンケート